平成２４年（フ）第２４０７号
札幌市東区北27条東17丁目１番22号　第８ベルハイム401号
債務者　江川　朱美
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４４０号
札幌市東区北46条東３丁目２番６号　コーポ栄201号
債務者　鈴木　フク
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４５０号
札幌市白石区菊水元町９条１丁目15番33号　レスタシオン元町弐番館102号
債務者　泉　　理恵
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４６５号
札幌市東区北13条東16丁目４番15号　パームコート札幌Ｂ206号
債務者　宮津　清吾
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４７６号
札幌市豊平区福住１条３丁目８番２―308号
債務者　佐々木英子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５１３号
札幌市東区伏古５条２丁目１番29号　佐藤ハイツ
債務者　伊原　　進
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５２７号
札幌市白石区北郷４条１丁目３番10―605号
債務者　三浦　清美
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５３０号
札幌市中央区南４条西１丁目13番地２　№５ミカエルビル504号
債務者　川越　友美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２１号
群馬県佐波郡玉村町大字福島３番地27
債務者　小柴　修三
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２２号
群馬県佐波郡玉村町大字福島３番地27、住民票上の住所群馬県佐波郡玉村町大字上之手1543番地１　ダイアパレス県立女子大前410号
債務者　小柴　光子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１８号
群馬県佐波郡玉村町大字南玉983番地６
債務者　萩原　安男
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３７号
群馬県前橋市岩神町２丁目10番23号
債務者　田村　裕之
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２８０号
群馬県高崎市棟高町1802番地56　大栄コーポ101号
債務者　亀井　敏文
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５３２号
埼玉県越谷市大字花田713番地　サン・コーポラス越谷５―505
債務者　鈴木　　伸
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６０４号
埼玉県草加市青柳６丁目55番10号　未踏寮
債務者　高浦　大作
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６３１号
埼玉県草加市遊馬町580番地３　ガーデンシティＡ―103号
債務者　羽場　勝之
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６３７号
埼玉県三郷市早稲田７丁目５番地２号棟203号
債務者　深山　賀也
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係